

兵庫県公報

平成26年12月2日 火曜日 第2651号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（東播磨県民局）	8
病院局公告	
○ 入札公告（県立塚口病院）	11
○ 落札者等の公示（県立尼崎病院）	13
○ 同 上（県立がんセンター）	13
○ 随意契約の相手方等の公示	14
○ 同 上（県立尼崎病院）	14
○ 同 上（県立姫路循環器病センター）	15
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 上級（経験者）採用試験の実施	15

告 示

兵庫県告示第1065号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成26年12月2日

兵庫県知事 井戸敏三

岡土地改良区

就任役員

役員の区分
理事

氏 名
岸本 一 幸

住 所
加古郡稲美町岡422番地

~~~~~

### 兵庫県告示第1066号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年12月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 神戸市細田土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事   | 大 西 安 芳 | 神戸市西区押部谷町細田613番地の1  |
| 同     | 大 西 教 博 | 同 市同区押部谷町細田280番地    |
| 同     | 藤 田 隆 美 | 同 市同区押部谷町細田1062番地   |
| 同     | 鷲 尾 幸治郎 | 同 市同区押部谷町細田601番地    |
| 同     | 中 嶋 秀 樹 | 同 市同区押部谷町細田383番地    |
| 同     | 木 下 祝 一 | 同 市同区押部谷町細田262番地    |
| 監 事   | 中 嶋 弘 雄 | 同 市同区押部谷町細田1310番地の2 |
| 同     | 出 雲 浅 雄 | 同 市同区押部谷町細田628番地    |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 藤 井 和 彦 | 神戸市西区押部谷町細田708番地  |
| 同     | 池 田 隼 視 | 同 市同区押部谷町細田1260番地 |
| 同     | 大 西 教 博 | 同 市同区押部谷町細田280番地  |
| 同     | 藤 本 廣 美 | 同 市同区押部谷町細田759番地  |
| 同     | 中 嶋 秀 樹 | 同 市同区押部谷町細田383番地  |
| 同     | 木 下 祝 一 | 同 市同区押部谷町細田262番地  |
| 監 事   | 出 雲 浅 雄 | 同 市同区押部谷町細田628番地  |
| 同     | 吉 田 豊 彦 | 同 市同区押部谷町細田1282番地 |

## 福江土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所         |
|-------|---------|-------------|
| 理 事   | 森 田 健 治 | 豊岡市福田966番地  |
| 同     | 奥 田 茂 明 | 同 市福田974番地  |
| 同     | 松 永 雄 二 | 同 市福田1101番地 |
| 同     | 平 尾 康 弘 | 同 市福田1613番地 |
| 同     | 植 村 久 己 | 同 市栃江574番地  |
| 同     | 杉 田 政 弘 | 同 市福田1561番地 |
| 同     | 宮 垣 繁 雄 | 同 市福田1132番地 |
| 同     | 市 川 茂   | 同 市福田1144番地 |
| 同     | 宮 垣 英 夫 | 同 市栃江544番地  |
| 同     | 河 野 利 彦 | 同 市栃江602番地  |
| 監 事   | 原 田 益 男 | 同 市栃江713番地  |
| 同     | 上 山 茂   | 同 市福田1892番地 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 森 田 健 治 | 豊岡市福田966番地   |
| 同     | 平 尾 康 弘 | 同 市福田1613番地  |
| 同     | 奥 田 茂 明 | 同 市福田974番地   |
| 同     | 宮 垣 繁 雄 | 同 市福田1132番地  |
| 同     | 松 永 雄 二 | 同 市福田1101番地  |
| 同     | 増 田 忠 文 | 同 市福田1573番地  |
| 同     | 梅 田 雅 士 | 同 市福田1328番地  |
| 同     | 植 村 勉   | 同 市栃江604番地   |
| 同     | 植 村 正 敏 | 同 市栃江532番地   |
| 同     | 三 谷 保   | 同 市栃江586番地の1 |
| 監 事   | 原 田 益 男 | 同 市栃江713番地   |
| 同     | 上 山 茂   | 同 市福田1892番地  |

## 加西市飯盛野土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 田 中 義 昭 | 加西市豊倉町467番地     |
| 同     | 西 村 毅   | 同 市上宮木町368番地    |
| 同     | 澤 中 弘   | 同 市下宮木町343番地    |
| 同     | 古 元 美貴男 | 同 市下宮木町235番地    |
| 同     | 田 中 忠 明 | 同 市鶉野町998番地の 4  |
| 同     | 山 崎 拓 也 | 同 市鶉野町2078番地の 3 |
| 同     | 高 原 明 郎 | 同 市鶉野町46番地の89   |
| 同     | 伊 藤 富 和 | 同 市中西町445番地     |
| 監 事   | 岩 本 廣 司 | 同 市豊倉町391番地     |
| 同     | 澤 中 茂   | 同 市下宮木町215番地の 1 |
| 同     | 田 中 光 顯 | 同 市鶉野町1054番地の 1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 田 中 義 昭 | 加西市豊倉町467番地     |
| 同     | 西 村 毅   | 同 市上宮木町368番地    |
| 同     | 澤 中 文 彦 | 同 市下宮木町213番地の 1 |
| 同     | 深 田 貞 幸 | 同 市下宮木町370番地    |
| 同     | 田 中 敏 昭 | 同 市鶉野町911番地の 4  |
| 同     | 黒 田 義 昭 | 同 市鶉野町2194番地の 6 |
| 同     | 田 中 正 美 | 同 市鶉野町46番地の120  |
| 同     | 石 野 一 男 | 同 市中西町263番地     |
| 同     | 塚 前 信 勝 | 同 市大村町54番地の81   |
| 監 事   | 井 上 利 八 | 同 市下宮木町478番地の 1 |
| 同     | 山 崎 拓 也 | 同 市鶉野町2078番地の 3 |
| 同     | 岩 崎 徹 雄 | 同 市中西町245番地の 1  |



兵庫県告示第1067号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西宮市塩瀬町名塩字上二軒谷垣内488、下南畑4712 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1068号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号  
明石工場事務所長 前 田 清 明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                              |                     |      |
|--------------------------------------------------|------------------------------|---------------------|------|
| 種                                                | 類                            | 63号ホ 廃ガス洗浄施設        |      |
| 能                                                | 力                            | 60m <sup>3</sup> /分 |      |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                              | 許可後                 |      |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                              | 着手後5日               |      |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                              | 完成後                 |      |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                              | 8時～19時 10時間         |      |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                              | なし                  |      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                          | 通 常                 | 最 大  |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)      | 8.8                 | 8.8  |
|                                                  | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 160                 | 160  |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 220                 | 220  |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 51                  | 51   |
|                                                  | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)        | 0.09                | 0.09 |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 9.7                 | 9.7  |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 0                   | 0.23 |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年12月 2日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1069号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |         |       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|---------|-------|
| 種 類                                              | 65号 酸又はアルカリによる表面処置施設    |         |       |
| 能 力                                              | 製品 80kg/日               |         |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                     |         |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後10日                  |         |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                     |         |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                  |         |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                     |         |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常     | 最 大   |
|                                                  | 水 素 イ オン 濃 度<br>(水素指数)  | 1～2     | 1     |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 5,000以下 | 5,000 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 7,000以下 | 7,000 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 10以下    | 10    |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 10以下    | 10    |
|                                                  | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)   | 5以下     | 5     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0.072                   | 0.073   |       |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年12月 2日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第1070号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目245番の一部、364番1の一部、364番2の一部、364番3

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1071号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成26年兵庫県告示第751号により指定した区域のうち、川西市火打1丁目18番2、18番4、18番5、18番15、18番17、32番、中央町569番1、573番の各全部並びに火打1丁目22番1、22番2、22番3、22番4、22番5、22番6、22番7、27番2、28番2、28番3、33番、35番の各一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年12月 2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月 2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                |    |                 |               |    |
|--------------|----------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宍粟香寺線  | 姫路市安富町狭戸字小路653番1から   | 旧  | 4.0から<br>17.0まで | 148.0         |    |
|              | 同 市安富町狭戸字風呂ノ元423番1まで | 新  | 9.0から<br>23.0まで |               |    |
| 県道<br>花田野里線  | 姫路市花田町勅旨字下川207番4から   | 旧  | 3.0から<br>7.0まで  | 132.0         |    |
|              | 同 市花田町勅旨字下川214番1まで   | 新  | 4.0から<br>11.0まで |               |    |



兵庫県告示第1073号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成26年12月 2日から適用する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社 三井住友銀行の項中

|    |  |                     |            |   |
|----|--|---------------------|------------|---|
| 「  |  | 同 神戸公務部<br>兵庫県庁出張所  | 神戸市中央区下山手通 | 」 |
| を  |  |                     |            |   |
| 「  |  | 同 神戸公務部<br>兵庫県庁出張所  | 神戸市中央区下山手通 | 」 |
|    |  | 同 神戸公務部<br>神戸市役所出張所 | 神戸市中央区加納町  |   |
| に、 |  |                     |            |   |
| 「  |  | 同 宝塚支店              | 宝塚市栄町      | 」 |
| を  |  |                     |            |   |
| 「  |  | 同 宝塚支店              | 宝塚市栄町      | 」 |
|    |  | 同 宝塚支店              | 宝塚市中山寺     |   |
|    |  | 宝塚中山出張所             |            |   |
| に、 |  |                     |            |   |
| 「  |  | 同 三田支店              | 三田市中央町     | 」 |
| を  |  |                     |            |   |
| 「  |  | 同 三田支店              | 三田市中央町     | 」 |
|    |  | 同 三田支店              | 三田市弥生が丘    |   |
|    |  | フラワータウン出張所          |            |   |
|    |  | 同 三田支店              | 三田市すずかけ台   |   |
|    |  | ウッディタウン出張所          |            |   |

に改める。

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 二見ファッションモール  
 所在地 明石市二見町西二見駅前4丁目17番
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
  - (1) 市立学校園の登下校や登降園時等の通学路における安全対策

二見中学校、二見西小学校、二見西幼稚園の生徒・児童・幼児が、登下校や登降園時等に安全に通学できるよう、十分な安全対策に努めること。

(2) その他留意事項

周辺自治会長や二見小学校区連合自治協議会会長への十分な説明を行い、自治会会長などから出された意見、要望等に十分に配慮し、不安の解消に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年12月2日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市浄谷町字イロハ2948番1、2948番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市黒川町1624番

稲 岡 康 一

3 許可年月日及び許可番号

平成26年3月27日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-18号（25小野）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月2日

契約担当者

東播磨県民局長 真 木 高 司

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県宝塚総合庁舎ほか12施設で使用する電気 予定数量3,348,957キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時



までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線2793

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

平成26年12月2日(火)から同月22日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1  
兵庫県東播磨県民局総務企画室財務課 長谷  
電話 (079) 421-1101 内線211

### 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

#### (1) 入札参加申込書の提出期間

平成26年12月3日(水)から同月22日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年1月29日(木)午前10時から  
場所 兵庫県加古川総合庁舎5階C会議室(加古川市加古川町寺家町天神木97-1)

#### (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月28日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月27日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年12月22日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takashi Maki, Executive Director General, Higashi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,348,957 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 28, 2015 by direct delivery

17:00 January 28, 2015 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hase, Financial Division, Higashi-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

97-1 Tenjingi, Jikemachi, Kakogawa-cho, Kakogawa, Hyogo 675-8566

TEL (079)421-1101 Ext.211

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立塚口病院長 藤原久義

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立尼崎総合医療センター（仮称）医局什器・備品 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成27年3月25日（水）

(4) 納入場所

県立尼崎総合医療センター（仮称）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒661-0012 尼崎市南塚口町6丁目8番17号

兵庫県立塚口病院総務部経理課

電話 (06) 6429-5321

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成26年12月2日（火）から同月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成27年1月19日(月)午前10時 県立塚口病院 3階大会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年1月16日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月15日(木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成26年12月15日(月)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成27年1月26日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成



県立がんセンター院長 足 立 秀 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
密封小線源治療装置システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年11月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社兵庫支店 神戸市中央区磯上通2丁目2番21号
- 5 落札金額  
174,420,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年10月7日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年12月 2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
手術用移動型X線透視診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 9月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
グリーンホスピタルサプライ株式会社神戸営業所 神戸市中央区元町通6丁目1番4号
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,880,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 8月12日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年12月 2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
尿量測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 9月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町 5丁目 4番 8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
58,860,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 8月12日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1項(a)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年12月 2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立姫路循環器病センター院長 向 原 伸 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ガンマカメラ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 9月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立メディコ神戸営業所 神戸市中央区中町通 2丁目 3番 2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
91,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年 8月12日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第 1項(a)による。

**人 事 委 員 会 公 告**

**兵庫県職員 上級（経験者）採用試験の実施**

兵庫県職員 上級（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年12月 2日

兵庫県人事委員会

- 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種      | 採用予定人員 | 受験資格                                                   |
|-----------|--------|--------------------------------------------------------|
| (1) 一般事務職 | 5名程度   | 昭和55年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者（平成27年4月1日現在で28歳から34歳までの者） |
| (2) 教育事務職 | 3名程度   |                                                        |
| (3) 建築職   | 3名程度   |                                                        |

|            |      |                                                        |
|------------|------|--------------------------------------------------------|
| (4) 総合土木職A | 5名程度 | 昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日現在で30歳から34歳までの者) |
| (5) 総合土木職B | 5名程度 | 昭和60年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日現在で25歳から29歳までの者) |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

| 区分    | 試験日                             | 試験会場            |
|-------|---------------------------------|-----------------|
| 第1次試験 | 平成27年1月11日(日)                   | 兵庫県立大学神戸商科キャンパス |
| 第2次試験 | 平成27年1月31日(土)又は2月1日(日)のうち指定する1日 | 神戸市内            |

## 3 試験の方法

### (1) 第1次試験

ア 一般事務職、教育事務職、建築職、総合土木職B

#### (7) 一般常識試験

社会常識等について択一式により試験を行う。

#### (4) 論文試験

一般事務職及び教育事務職については、職務経験に関する課題と、一般的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

建築職及び総合土木職Bについては、職務経験に関する課題と、職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 総合土木職A

#### (7) エントリーシート

これまでの社会経験の中で成し遂げた実績を中心に、そうした経験を通じ培った自己の能力と、それを県職員としてどのように活用できるかについて記述させる。

#### (4) 論文試験

職種に必要な専門的課題により、理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う(全職種共通)。

ア 口述試験

個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

### (1) 第1次試験

平成27年1月23日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、第1次試験合格者に通知する。

### (2) 第2次試験



平成27年2月12日（木）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

#### 5 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局・県民センター、東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「経験者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000072.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000072.html)

#### (2) 申込方法

##### ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成27年1月6日（火）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

##### イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成27年1月6日（火）頃に発送する。

#### (3) 受付期間

##### ア インターネットによる場合

平成26年12月2日（火）午前9時から同月22日（月）午後5時まで（受信有効）

##### イ 郵送による場合

平成26年12月2日（火）から同月22日（月）まで（消印有効）

##### ウ 持参による場合

平成26年12月2日（火）から同月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### 6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成28年3月31日まで有効とする。

#### 7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921